



「自ら積極的に社会にかかわる人」=「消費者市民」として
できるコトを考えよう!



★できるコトから始めよう!

いい商品・サービスを選ぶ!

フェアトレード商品やエコな商品を扱ってもらえるよう、お店に働きかける!

ムダなものを買わない!

節電する!
etc.



チョット point1

他の誰かが本当に必要としているモノかもしれないのに、自分のコトだけしか考えないで必要以上にモノを買おうとすると、どうなるか考えて!!

チョット point2

自分勝手な考え方や都合で「ウソや悪口・デマを流す」「何でもクレームをつける」など、「権利」の意味をはき違えている行動は、サイテー! だし、超カッコ悪い!!!

★できるコトから始めよう! を参考に①仲間にオススメできる自分や家族の行動 ②事業者の注目すべき取組み ③事業者・行政への提案…などを書いて、お互いに情報交換してみよう!

【Q1の答え】(1)…(6) (2)…(2) (3)…(3) (4)…(1) (5)…(4) (6)…(5) 【Q2の答え】(1)…(2) (2)…(4) (3)…(1) (4)…(5) (5)…(3)

身近な消費生活相談窓口につながる

消費者ホットライン はこちら

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!
0570-064-370

身近な消費生活相談窓口を探そう! <http://www.kokusen.go.jp/map/> (国民生活センターHP) 参照

名称: _____

消費生活課 ☎045-312-1121内線 2640 FAX045-312-3506 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 ☎221-0835

平成25年3月発行

マンガ・イラスト:上大岡トメ 制作:公益財団法人 消費者教育支援センター 神奈川県 消費者市民

検索

知らなきやソン!



キミの“行動”が社会を変える

知った? 小・中学生、高校生も…誰もが「消費者」なんだって。そんなボクたち「消費者」には“権利”と“責任”があるらしい。それって…何?



お気に入りメーカーの限定モデルスニーカーはSNS*でも大人気。その新品スニーカーを格安サイトで発見! しっかり画面を確認して、スマホから通販(通信販売)サイトで購入!!

*ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェイスブックなど、メッセージの交換や仲間の募集等ができるインターネット上の会員制交流サイト。



数日後

スニーカーが届く日。
ワクワクしながらの帰り道。



帰宅後

ピンポーン♪待ちに待った
スニーカー到着。



箱を開けたら

限定モデルのはずが、
どこでも売ってる“ダサい”モデル。
しっかり確認してから注文したのに…!!

こんなとき、キミならどうする?

A 行動しない B 行動する!



次のページを見てね!

キミの行動には、社会を動かすチカラがある!

だからこそ、自分の頭で考え、行動に責任を持たなきゃいけないのか…。



相談や意見を窓口に伝えるのは、自分のためだけじゃない。次の被害者を出さないためにも「行動」が大事なんだね!

A 行動しない



立ち寝入り

事業者が対応しない



あきらめる

トラブル・被害が続く!



B 行動する!



事業者に連絡



事業者に連絡

お詫び+商品交換など。再発防止

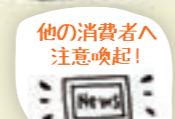
なんとかしたい!

他の消費者からも
次々と苦情が…

消費生活センターや
消費者団体に相談



国(消費者庁)や
自治体が動く!



不正な取引、被害が拡大



再発を防止、被害が縮小



*注意:ただし、怪しいメールや投稿、不審なサイトなどには絶対に連絡しないで!!

Q1

キミが持っている 消費者の8つの権利とは?

それぞれの事例と関係する
「権利」を線で結んでみよう!

- (1) 学校・家・地域などで、インターネットの利用上の注意点や消費者被害などについて学ぶ機会がある。
- (2) 通信販売で商品を買う時、商品の内容や送料、返品などについて、買う前に適切な情報を得ることができる。
- (3) 様々な商品やサービスを自分の意思で自由に選ぶことができる。
- (4) 健康を害する食品を市場に流通させないために、(添加物や農薬などの)安全基準や法律が整備されている。
- (5) 誤解を与える表示について行政や事業者などに意見を伝えたら、よりわかりやすい表示に改善された。
- (6) 消費者トラブルにあってしまった時、消費者なら誰でも消費生活センターに相談できる。

このほか ⑦衣食住などの生活の基本的ニーズが満たされる権利 ⑧健康な環境の中で働き生活する権利 があります。

- ①安全である権利★
- ②知られる権利★
- ③選択する権利★
- ④意見が反映される権利★
- ⑤被害が救済される権利
- ⑥消費者教育を受ける権利

Q2

キミが果たすべき 消費者の5つの責任とは?

それぞれの事例と関係する
「責任」を線で結んでみよう!

- (1) 購入した食べ物に金属片が混じっていたので、店と製造元に苦情の手紙を書いて送った。
- (2) 店でレジ袋を受け取らず、エコバッグを利用し、環境マークなどを意識しながら商品を購入している。
- (3) 有名ブランド品が、あまりにも安く売られていたので、本物かどうか怪しいと思った。
- (4) 消費者トラブルを防ぐために、消費者同士が適切な情報を交換・共有しているSNSに登録した。
- (5) チョコレートやバナナなどを買うときは、できる限り、フェアトレード商品※を選んでいる。

※開発途上国の立場の弱い生産者や労働者の生活向上を図るために、適正な価格で取引された商品



消費者の「8つの権利」「5つの責任」は、消費者利益のため活動している団体「国際消費者機構(CI)」が提唱したんだって。うち 4つの権利★はケネディ大統領が提唱。日本の「消費者基本法」にも権利や義務が明記されているよ。

答えは最後のページを見てね!